

昭和二十九年五月十三日提出
質問第一八号

沿岸漁民救済及び密漁船取締に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十九年五月十三日

提出者 伊東岩男

衆議院議長 堤 康次郎殿

沿岸漁民救済及び密漁船取締に関する質問主意書

一 沿岸漁業者特に一本つり小漁業者は、年々不漁の一步をたどり、生活に窮し、このままでは漁村は崩壊する。政府は、これが救済策をどうするか。水産庁の五箇年計画、過剰漁民転換方策について具体的に御示しして欲しい。

二 底びき網密漁船が沿岸を荒すことが漁族滅滅の原因と思う。この乱獲防止の一端として底びき網の減船整理が急務だと信ずるが、補給金を出して転業させてはどうか。

三 宮崎県沿岸においては特に法令を無視して密漁船の横行がはなはだしい。ことに底びき網の本場愛媛県船が沿岸一帯の禁止区域を昼夜となく密漁している。県の取締船を配船しても性能が低いので取締の効果がない。よつて、その取締対策として警備救護所の設置、監視船の増加配置をしてもらいたいが、どうか。

四 法令の改正により他県沖合操業許可の取消、夜間操業の禁止、臨時特例による解禁廃止を要請するが

どうか。

五 政府は、十月から四月までの許可期間を一箇月延長し、十月は九月から、四月までを五月まで延長して操業を認めることは全く矛盾である。その理由を問う。

右質問する。